

平成 27 年 12 月 14 日
大東京信用組合

旧北部信用組合のお客様への合併に伴う「ご案内」

1. ご預金のお取扱い

お預けいただいております北部信用組合のご預金は合併日以降、「大東京信用組合」の預金規定によりお取扱いさせていただきますこととなります。

2. お取扱店について

北部信用組合「本店」は大東京信用組合「浅草支店」に変更され、「三ノ輪支店」「花畑支店」「足立支店」については変更ありません。また、店舗番号につきましては、下記のとおり変更いたします。

合併前		→	合併後	
店舗名	店舗番号		店舗名	店舗番号
本店	002		浅草支店	121
三ノ輪支店	004		三ノ輪支店	122
花畑支店	005		花畑支店	123
足立支店	006		足立支店	124

3. 口座番号について

ご預金など各種お取扱いにご使用いただいております口座番号は、合併日以降も現在のままで変更はありません。

4. 各種「預金通帳」について

北部信用組合の普通預金・総合口座・貯蓄預金・納税準備預金・通帳式定期預金の通帳については、新しく大東京信用組合の通帳への切り替えをお願いいたします。新しい通帳への切り替え後、大東京信用組合の全ての窓口・ATM でご利用いただけます。

5. 各種「預金証書」について

北部信用組合の定期預金・定期積金などの証書は、満期日までそのままご使用いただけます。ご預金のお受け取りまたはご継続の際は各営業店窓口にご持参ください。

なお、大東京信用組合の新証書をご希望のお客様は、証書とお届けの印章をご持参のうえ、各営業店窓口にお申し付けください。

6. キャッシュカードについて

現在ご利用の北部信用組合のキャッシュカードは引き続きご利用いただけます。大東京信用組合の IC キャッシュカードに切り替えることもできますので、ご希望の場合はお取引店窓口までお申し付けください。

また、ATM による 1 日のご利用限度額がお支払い、お振込とも各 50 万円までとなりますのでご了承ください。なお、所定の書類をご提出いただくことで、1 日のご利用限度額を最大で 200 万円まで引き上げることが可能ですので、ご希望の場合はお取引店窓口までお申し付けください。

7. ご預金の適用利率について

各種ご預金の適用利率は、合併日以降、「大東京信用組合の店頭表示の利率」とさせていただきます。

なお、満期日が合併日以降の定期預金・定期積金は、現在約定している利率を満期日まで引き続き適用いたします。

8. 利息決算日について

北部信用組合は毎年 3 月と 9 月の第 2 日曜日を利息決算日としておりましたが、平成 28 年から毎年 2 月と 8 月の第 3 日曜日に変更させていただきます。

総合口座の貸越をご利用のお客様につきましては、平成 28 年 2 月 21 日（日）が変更後の第 1 回利息決算日となり、現在の貸越残高にお利息分が加算されることとなりますのでご留意願います。

9. 非課税貯蓄制度（マル優）について

マル優につきましては、現在ご申告いただいております「マル優の申告額」の変更手続きは必要ありません。

10. 年金のお受け取りについて

国民年金・厚生年金・各種共済年金ならびに船員保険につきましては、お客様による変更手続きは必要ありません。企業年金などにつきましては、「新金融機関名（大東京信用組合）」および「新取引店舗名」への変更手続きが必要となります。つきましては、お手数ですがそれぞれの年金支給先に所定の変更届けをご提出くださいますようお願いいたします。

11. 給与振込・一般の振込について

平成 27 年 12 月 14 日（月）以降のお振込みにつきましては、誠に恐縮ですが、振込依頼人さま（ご勤務先等）に「新金融機関名（大東京信用組合）」および「新取引店舗名」のご指定をいただきますようご連絡をお願いいたします。

12. 公共料金・クレジット等の自動支払について

公共料金・各種保険料・税金・クレジット利用代金等の各種自動支払いにつきましては、お客さまによる変更手続きは必要ございません。

なお、請求書・領収書等の取扱金融機関名が北部信用組合のまま表示される場合がありますので、あらかじめご了承ください。

13. 手形・小切手等の代金取立のお取扱い

合併日以降、資金化に要する日数等が変更になる場合がございますので、手形等の取立のご依頼はお取引店にご確認ください。

14. 各種手数料について

合併日以降、「大東京信用組合で定める手数料」によりお取扱いさせていただきます。

15. ご融資・各種ローンのお取扱いについて

現在ご利用されているご融資・各種ローンのお取扱いにつきましては、お客さまによるお手続き・費用は原則として必要ございません。

貸付金利息の算出付利単位が 100 円から 1 円に変更されます。このため、現状のお利息に 1 円が加算される場合があります。

16. 総合口座の貸越限度額の変更について

総合口座の貸越限度額につきましては、担保とする定期預金合計額の 90%または 200 万円のうちいずれか少ない金額としておりましたが、合併後は定期預金合計額の 90%または 500 万円のうちいずれか少ない金額とさせていただきます。

17. 出資について

北部信用組合の出資金は、そのまま大東京信用組合の出資金となり変更手続きは必要ありません。

18. ATMのご利用について

当組合ホームページ「店舗・ATMのご案内」をご覧ください。

ご不明な点がございましたら、店舗の窓口または担当者にお気軽におたずねください。

以上